

(書式 3 - 5)

会社更生申立書

更生手続開始決定申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇地方裁判所 御中

申立人 〇〇〇〇工業株式会社

上記代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 (送達場所)

申立人 〇〇〇〇工業株式会社

上記代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

(電話) 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(FAX) 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇△

申立ての趣旨

〇〇〇〇株式会社について更生手続を開始する。
との決定を求める。

申立ての原因

第1 申立会社の目的及び業務の状況

1 会社の目的

〇〇〇〇の製造及び販売

2 経歴及び業界における地位

昭和〇〇年〇〇月〇〇日資本金〇〇万円として設立し、〇〇〇〇の製造販売を行って来た。昭和〇〇年頃より、徐々に売上が増大、業容を拡大し、〇〇市〇〇町〇〇番地の外、〇〇市、〇〇市に工場を、〇〇市〇〇市に営業所を設けた。〇〇の増加に伴い、設備及び従業員もこれに増大し、平成〇〇年〇〇月期決算において総売上〇〇億円、純資産額も〇〇億円に達した。業界における地位も漸次高く認められるようになった。平成〇〇年頃には〇〇〇〇の専門メーカーとして業界にも大きな役割を果たしている。

3 申立会社の主たる株主

平成〇〇年〇〇月現在の〇〇〇〇株以上の株主はつぎのとおりである。

〇〇〇〇 〇〇〇〇株

〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇株

〇〇〇〇 〇〇〇〇株

4 申立会社の役員

申立時における申立役員の氏名

代表取締役〇〇〇〇、取締役〇〇〇〇、同〇〇〇〇、監査役〇〇〇〇

5 申立時における申立会社の従業員

職員〇〇名、工員〇〇名

第2 更生手続開始の原因となる事実

1 申立会社は、弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある状態にある。

以下の事情による。

2 申立会社は、平成〇〇年頃までは順調に経営して来たが、平成〇〇年〇〇月より実施された政府の〇〇〇〇の方策が執られるに及んで、資金の円滑を欠く徴候が現われはじめた。

しかし、更に平成〇〇年に入って〇〇価格の高騰により、一般産業界も設備投資が先細りになったため、申立会社の受注も漸次減少し始め、同業者間の注文奪い合いから採算を度外視しての入札競争が行われるようになった。

平成〇〇年下期から、値段の引き合う受注が殆んど不可能となり、このため受注による前払金の支払いは皆無に近くなり逆に支払いが増大し、毎月の受注の不均整は経営面に多くの無駄を生じ、欠損を増大せしめた。

3 過去2年間の貸借対照表の数字は以下のとおりである。。

決算期	差引利益金	銀行預金	受取手形	支払手形
平成 年 月 日	万円	万円	万円	万円
平成 年 月 日	万円	万円	万円	万円
平成 年 月 日	万円	万円	万円	万円
平成 年 月 日	万円	万円	万円	万円

4 申立会社における平成〇〇年〇〇月〇〇日現在で、今後満期の到来する支払手形の合計額は〇〇〇〇万円であり、これの財源として現金は〇〇〇〇万円、預金の総額は〇〇〇〇万円である。

上記現金以外に財源としては、売掛金、貸付金、前渡金等も考えられるが、いずれも早急に回収することが不可能な状態にある。

第3 会社の発行済株式及び資産状況

- 1 発行済株式の総数 ○○○○株、
 商法の規定により計算される総株主の議決権の数 ○○個
 資本の額 ○○○万円

2 会社の資産負債及び損益

申立会社の直近の決算期（平成○○年○○月○○日）における貸借対照表、
 損益計算表の概要は以下のとおりである。

(資 金)		(負 債)	
現 金	万円	支払手形	円
銀行預金	円	買掛金	円
受理手形	円	未払金	円
.....	円	円
.....	円	円
合 計	円	合 計	円

(損 失)		(利 益)	
製 品	万円	製品売上	円
諸 税	円	当期損失金	円
.....	円	円
.....	円	円
合 計	円	合 計	円

3 債権者（平成○○年○○月末現在）

(銀行名)	
○○○○銀行	万円
△△△△銀行	万円
□□□□銀行	万円
.....	万円
合 計	万円

取引上の債権者	
〇〇〇〇	万円
△△△△	万円
.....	万円
合 計	万円

4 申立会社が所有する不動産

疎甲〇〇号証乃至〇〇号の登記簿謄本のとおりである。

第4 申立会社の財産に関してされている他の手続等

疎甲〇〇号証記載の不動産については、滞納処分のため財務省より差押えを受けている。

第5 更生計画に対する意見等

1 意見

2 更生の能否に対する見通し

疎 明 方 法

添付書面により申請事由を疎明する。

添 付 書 類

- 1 疎甲 1 号証 定款
- 2 疎甲 2 号証 会社登記事項証明書



解説

(管轄)

更生手続開始の申立ては、株式会社の主たる営業所又は本店の所在地等を管轄する地方裁判所に対してすることができるが、これらの所在地に拘らず、東京地方裁判所、大阪地方裁判所に対してもすることができる（会社更生法第5条第1、第2項）。

(更生手続開始の原因となる事実)

株式会社の更生手続開始の申立ては、

① 破産手続開始の原因となる事実、即ち、支払不能、支払停止（破産法第15条）、債務超過（破産法第16条）が生ずるおそれがあること、又は②弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合にすることができる（会社更生法第17条第1項）。